



60th
KITAMI Institute of Technology
since 1960

北見工業大学
創立 60 周年記念事業

修学支援基金募金趣意書



ご挨拶



北見工業大学は、1960年（昭和35年）、地域の期待と多くの方々のご尽力により北見工業短期大学として開学し、2020年（令和2年）に創立60周年を迎えることとなりました。

「自然と調和するテクノロジーの発展」を目指して、開学当初は2学科80人の入学定員でスタートしましたが、現在では学部、大学院を合わせると2千人を超える学生が在籍しております。

令和2年度末には、開学以来およそ2万人の卒業生、並びに修了生を社会に輩出することとなり、本学で学んだ皆様には国内外の企業や官公庁、地方公共団体等、様々な分野で活躍いただいているところです。

この度、創立60周年を迎えることができますのも、長年にわたり本学を支え続けていただいた企業の皆様、同窓生やご家族の皆様、教職員の皆様をはじめ、様々なお立場から本学を応援していただいている皆様のご尽力・ご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

さて本学は、これまで社会からの多様な要請に応えながら、教育研究機関としての使命を果たして参りました。

地域に根差し、地域発展の中核的拠点となる大学として、地域特有の課題解決に資する研究を数多く行ってきました。また教育面では、専門分野の学習を基盤としながら、分野横断的な学際教育や課題解決型学習を充実させ、広い視野と高い応用力を身につけ、多様化・複合化する社会的課題に柔軟に対応できる技術者を養成し、輩出してきました。

本学では、引き続き社会から求められる質の高い教育を提供し続ける所存でございますが、その一方で経済的な理由から修学困難な状況となる学生が増えてきている状況です。このような学生を支援するために、様々な取り組みを行っているところではございますが、その一つとして平成28年に「北見工業大学修学支援基金」を発足いたしました。

この度、創立60周年の節目を迎えるにあたり、この基金をより充実させ学生支援体制をより強化したいと存じます。

経済情勢が厳しい折、誠に恐縮ではございますが、本趣旨にご理解とご賛同をいただきますとともに、特段のご支援とご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

学 長 鈴木 聡一郎

1. 事業名

北見工業大学創立 60 周年記念事業
－修学支援基金への募金－

2. 募金団体及び代表者

国立大学法人北見工業大学
学長 鈴木 聡一郎

3. 募金目的

北見工業大学では、経済的理由により修学が困難な学生に対し支援を行うため、平成 28 年に「北見工業大学修学支援基金」を創設いたしました。この度、創立 60 周年の節目にあたり、本基金をさらに充実させ、本学学生が安心して学業に専念できるようサポートの強化・促進を図ることを目的としております。

4. 募金目標額

5, 000 万円

5. 金額の目安

個人：1 口 5, 000 円（金額に関わらずありがたくお受けいたします。）
法人：1 口 1 口の金額は定めておりません。

6. 募集期間

令和 2 年 2 月から令和 4 年 3 月まで

7. 申込・払込方法

① 郵便振替

別添「払込取扱票」に必要事項を記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局窓口にて払込
手続をお願いいたします。なお、手数料は本学が負担いたします。

② 銀行振込

別添「振込依頼書」に必要事項を記入の上、最寄りの銀行等窓口にて振込手続をお願い
いたします。なお、手数料はご寄附者様のご負担になります。

③ クレジットカード決済、コンビニ決済及び Pay-easy 決済

現在準備中です。利用ができるようになりましたら、本学ホームページでお知らせいた
します（クレジットカード決済は令和 2 年 3 月中旬から、コンビニ決済及び Pay-easy 決済
は令和 2 年 5 月中旬からの利用開始を予定しています。）。

8. ご厚意に対する感謝

- ・ご厚意への感謝の意としまして、ご寄附いただいた皆様のご芳名を北見工業大学の芳名録及びホームページに掲載させていただきます（希望されない方は掲載いたしません。）。
- ・個人 1 万円以上、法人 10 万円以上ご寄附いただいた場合は、創立 60 周年記念誌を贈呈させていただきます。
- ・個人 10 万円以上、法人 50 万円以上ご寄附いただいた場合は、銘板に掲載させていただきます（希望されない方は掲載いたしません。）。

9. 寄附金に対する税制上の優遇措置

(1) 個人からのご寄附

個人からいただいたご寄附は、所得税及び個人住民税の優遇措置を受けることができます。

① 所得税の優遇措置（寄附金控除）

所得控除または税額控除のうちどちらか有利な方を選択できます。

ア. 所得控除（所得税法78条第2項第2号）

（寄附金額（*1）－2,000円）×（所得に応じた）税率 → 所得税額から控除

イ. 税額控除（租税特別措置法第41条の18の3第1項第2号）

（寄附金額（*1）－2,000円）×40% → 所得税額から控除（*2）

（*1）総所得金額等の40%が限度、（*2）所得税額の25%が限度

㊦上記は令和2年2月1日現在の税法に基づいており、今後、税制改正により変更となる場合があります。

② 個人住民税の優遇措置（寄附金税額控除）

寄附いただいた翌年の1月1日に北海道内にお住まいの方（寄附いただいた後に道外から転入された方含む。）は、道民税及び市町村民税の寄附金税額控除を受けることができます。2,000円を超える寄附金額（総所得金額等の30%が限度）に対し、道民税は4%（札幌市民は2%）、市町村民税は6%（札幌市民は8%）を乗じた額が個人住民税から控除（寄附いただいた翌年の個人住民税が軽減）されます（北海道税条例、道内市町村条例）。なお、北海道外にお住まいの方（寄附いただいた後に道外に転居された方含む。）は、お住まいの都府県及び市町村により取扱いが異なりますので、それぞれの税務担当部署へお問い合わせ願います。

③ 優遇措置（①及び②）を受けるための手続

確定申告期間開始前に、本学からお送りする「寄附金領収書（*3）」、「税額控除に係る証明書（写）（①イ選択の場合）」を添えて所轄の税務署へ確定申告を行ってください（個人住民税に関する申告も兼ねますので、市町村への申告は不要です）。なお、確定申告をせず、市町村に対する簡易な申告により個人住民税のみの優遇措置（②）を受けることも可能です。

（*3）寄附金領収書は本学への入金日で作成されます。7③の本学ホームページから寄附のお申し込みをされた場合は本学への入金翌月以降となることから、11月～12月に寄附金のお申し込みをされた場合は本学への入金翌年1月以降となることがあり、その場合、寄附のお申し込みをされた年の分ではなく、その翌年分の確定申告時に寄附金控除が適用（個人住民税は翌々年分が軽減）されますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 法人からのご寄附（寄附金の損金算入）

企業等の皆様からのご寄附は、法人税法第37条第3項第2号により、全額が損金に算入できます。

10. ご寄附に伴う個人情報の取扱いについて

ご寄附により取得した個人情報につきましては、本学が行う事業活動、寄附金に係る事務処理、控除に係る事務手続き等本学から寄附者に対し連絡する必要がある場合に限り利用させていただきます。

なお、個人情報の取扱いにつきましては、十分に配慮いたします。

11. お問い合わせ先

〒090-8507 北海道北見市公園町165番地

北見工業大学財務課財務企画担当（平日8:30～17:15）

Tel: 0157-26-9133、Fax: 0157-26-9137

E-mail: kaikei03@desk.kitami-it.ac.jp